

## 第11回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成26年11月14日（金）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成26年11月14日（金）午前11時56分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
5 番 丸山 明君                      7 番 原田 素代君                      9 番 行本 恭庸君  
13 番 福木 京子君                      17 番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員  
14 番 佐藤 武文君
- 6 説明のために出席した者  
市 長 友實 武則君                      副 市 長 内田 慶史君  
市民生活部長 小坂 孝男君                      市民生活部参与 藤井 清人君  
保健福祉部長 石原 亨君                      赤坂支所長 正好 尚昭君  
熊山支所長 山田 長俊君                      吉井支所長 榎原 哲哉君  
市民課長 作本 直美君                      協働推進課長 新本 和代君  
環境課長 黒田 靖之君                      社会福祉課長 国正 俊治君  
子育て支援課長 国定 信之君                      健康増進課長 岩本 武明君  
介護保険課長 藤原 康子君
- 7 事務局職員出席者  
議会事務局長 富山 義昭君                      主 事 青井 久君
- 8 協議事項 1) 平成26年度事業の進捗状況について  
2) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（福木京子君） 皆さんおはようございます。

もう本当に寒くなってきました。いよいよそれで、国のほうも国会解散が予想されておる忙しいときです。もう赤磐も12月議会と重なって、各委員さんも大変だと思います。

きょうは議長のほうが東京出張ということと、佐藤委員が欠席届が出されておりますが、始めていきたいと思えます。

それでは、ただいまから第11回厚生常任委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 皆さんおはようございます。

今日は、お忙しいところ、第11回厚生常任委員会をお開きいただきましてまことにありがとうございます。特に、ここ二、三日、朝の冷え込みが厳しくなっているようでございます。皆様方におかれましては健康に留意をいただきたいと考えております。

さて、本日の議題でございますけれども、平成26年度の事業の進捗状況、そしてその他の案件を数件説明をさせていただくこととなっております。協議のほう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） ありがとうございます。

それでは、これから協議事項に入ります。

1 番目、平成26年度事業の進捗状況について、執行部から説明を願います。

どちらから。

○協働推進課長（新本和代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、新本協働推進課長。

○協働推進課長（新本和代君） 協働推進課から人権啓発について御説明をさせていただきます。

資料の1 ページをお開きください。

平成26年度の赤磐市人権標語審査結果について御説明をさせていただきます。

募集する目的でございますが、市民及び児童・生徒から人権に関する標語を募集することにより、人権についての理解と認識を深めるとともに人権啓発に優秀作品を活用し、市民一人一人の人権意識の高揚を図ることを目的に募集しております。

標語のテーマでございますが、人権にかかわるもの全てでございます。

募集対象でございますが、赤磐市内にお住まいの方、それから在勤の方、在学の方全ての方を対象にしております。

審査でございますが、優秀作品は小学生部門から6点、中学生部門から3点、一般部門から4点、合計13点を選びます。さらに、その中から最優秀作品1点を選出しております。

応募総数でございますが、1,652点の応募がありました。内訳ですが、小学生では1,014点、中学生601点、一般では37点応募していただきました。

最優秀作品でございますが、吉井中学校2年生の芦田咲月さんの作品で、「さしのべたその手はとてもあたたかい」が今年度の最優秀作品となりました。

表彰につきましては、前回の委員会でも御説明させていただきましたが、12月7日、赤磐市の人権を考えるつどいで表彰式をさせていただくことにしております。

また、優秀作品につきましては平成27年版の人権カレンダーに掲載させていただきます。

次に、平成26年度の児童生徒人権啓発ポスター審査結果について御報告いたします。これにつきましては、岡山県の主催でございます。

目的でございますが、県内の児童・生徒から人権に関するポスターを募集し、児童・生徒の人権についての理解を一層深めるとともに、人権啓発に入賞作品等を活用して県民一人一人の人権意識の高揚を図るという目的でございます。

これにつきましては応募総数が597点、内訳ですが、小学生が373点、中学生が224点応募していただきました。

審査結果でございますが、小学生の部では赤磐市内の小学校では5点、それから中学校では1点選ばれております。

また、この表彰でございますが、県のほうでしていただいているんですが、赤磐市においてもこれとは別にポスターを審査してございまして、優秀作品31点を選んでおります。これにつきましては、平成27年版の赤磐市人権カレンダーに掲載することにしております。この人権カレンダーは、広報あかいわの12月号と一緒に各戸配布をさせていただくことにしております。

続きまして、2ページをお開きください。

人権スポーツふれあい教室についてでございます。

前回の委員会でも御報告させていただきましたが、10月28日に山陽小学校で人権スポーツ教室が開催されました。湯郷Be11eの選手、6名の方が来てくださいますしてスポーツ教室を開催したところです。選手の方からは、人権に関するメッセージもいただきました。その中で、相手の気持ちを思いやる心が大切ですよというふうなお話もお聞きし、子供たちも熱心に聞いておりました。とても有益なふれあい教室だったと考えております。

続きまして、後段の人権尊重都市宣言の看板の設置についてでございます。

ここに、写真に載ってるようなプレートを作成しまして、本庁と各支所3カ所に既に設置しておりますので、御報告させていただきます。

続きまして、3ページをお開きください。

第66回の人権週間についてでございます。

12月4日から10日が人権週間となっております。これに合わせて、赤磐市でも12月7日にくまやまふれあいセンターで人権を考えるつどいを開催させていただくことにしております。

以上で終わります。

○委員長（福木京子君） 引き続き市民生活部はそれで。

○市民生活部長（小坂孝男君） その他も、もう続けてよろしい。

○委員長（福木京子君） どういうふうにいきますかね。もう市民生活部として全部行ってよろしいでしょうか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） では、お願いします。

はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） その他のほうに行きますが、この12月議会に上程を予定いたしております議案について簡単に御報告いたします。

4ページをはぐっていただきますと、人事案件のほうでございますが、人権擁護委員の候補者の推薦ということで、またお願いいたしたいと思っております。このたびは新任ということで、國塩晴美さん、赤磐市神田にお住まいの57歳の方でございます。この方につきましては、現在就任されております菅形さんの後任ということで、来年の4月1日からお願いする予定でございます。学歴、職歴等はそこに書いてございますが、保育園のほうに勤務されまして、その他の経歴では赤磐市の次世代育成支援対策地域協議会の委員であるとか、それから赤磐市男女共同参画推進審議会の委員をお務めになられております。現在でも山陽地域の審議会の委員としてお願いいたしております。積極的な考えをお持ちで、人権擁護についても理解を深められている方でございます。

5ページのほうに人権擁護委員さんの皆さんの一覧表をつけております。表の上から2番目の菅形さんが27年3月31日までの任期ということで、このたび12月に後任の國塩さんをお願いいたすものでございます。

それから、6ページをはぐっていただきまして、12月議会の一般会計と国保会計の補正をお願いするようにしております。

まず、一般会計のほうでは歳出のほうで戸籍住民基本台帳費の職員人件費ということで595万1,000円の減額、これは人事院勧告に伴う給与改定と人事異動等に伴います人件費の補正でございまして595万1,000円、同様に3款の民生費の社会福祉総務費の中ですが、これは下にございます国民健康保険への繰出金ということで219万3,000円、繰出金を減額するものでございます。これも人事院勧告等に伴う給与改定と人事異動に伴う人件費減額の相当分の繰出金から減額いたすものでございます。

それから、3点目が環境課のほうになりますが、塵芥処理費の中の職員人件費ということで、同様に190万3,000円を減額いたすものでございます。

それから、国保のほうでございますが、事業勘定としまして同様に人件費の減額でございます。一般会計からの繰入金を219万3,000円減額いたします。

歳出のほうでは1款総務費の一般管理費の職員人件費219万3,000円を減額するということで、12月議会のほうにお願いする予定でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○委員長（福木京子君） 市民生活部の説明が終わりまして、ちょっと確認なんですけど、協議事項について、まず1番と言って私途中で、その他もということですから1と2と両方進めていってるということをちょっと確認しておきたいと思います。

市民生活部の説明は終わったんですが、これについての質疑がありましたらお願いします。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 最後の今の補正のところなんですけど、人勧の給与改定と人事異動でこういう結果が出るということですけど、人事異動の中身というのはお聞きしてもいいんですか、要するに人間が減ってるんですか。

○委員長（福木京子君） 内容的にどうでしょうかね。ちょっと待って、これは12月議会で審議をする内容なんですけど、どのあたりまでちょっと審議を……。

○委員（行本恭庸君） そりゃもう国も決まっとんだから。人数が例えば5人が4人になって。人勧伴う分で、マイナスに入って……人勧でどの程度になったかぐれえはそりゃあ言うても……。

○委員長（福木京子君） そしたら、ちょっと簡単な今質疑で、また答弁願います。

○委員（原田素代君） だから、私が専ら一回聞きたいのは人事異動によって、減らされてるのかなという、そういうところを教えてください。

○市民生活部長（小坂孝男君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） 人数のほうですが、一般の戸籍のほうは16名で変わりません。それから、塵芥処理費のほうは23名が22名、それから国保のほうも一緒です。

○委員（原田素代君） 変わらない。

○市民生活部長（小坂孝男君） はい、変わりません。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、要するに人数は変わらないけど、人の異動によって人勧の給与の水準が違う人が異動されたということですか。

○市民生活部長（小坂孝男君） そうですね、はい、そういう。そういうのがございます。

○委員（原田素代君）　そういうふう理解したらいいんですか。そういうふう説明いただくとわかりやすいです。ありがとうございました。

○委員長（福木京子君）　よろしいか。

○委員（原田素代君）　じゃあ、ついでに。

○委員長（福木京子君）　はい、原田委員。

○委員（原田素代君）　その関連で、環境課の職員が減ってるということは、これは補充する予定なんですか、それとも計画的に減らしたということなんですか。それはどうですか。

○市民生活部長（小坂孝男君）　委員長。

○委員長（福木京子君）　はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君）　そのあたりは、うちのほうでは何とも。総務課のほうで一括して人事管理いたしておりますので。

○委員（原田素代君）　現場に影響しないんですか。

○市民生活部長（小坂孝男君）　ですから、当初は23名で組んでおりましたが、22名ということで、それは現場のほうでは今現在、あと外部からの委託もしておりますし、全体のことし4月からの稼働の中で支障なく動いております。

○委員（原田素代君）　わかりました。

○委員長（福木京子君）　いいですか。

○副委員長（丸山 明君）　いいですか。

○委員長（福木京子君）　はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君）　今のところで……。

○委員長（福木京子君）　今のところ。

○副委員長（丸山 明君）　はい、ちょっと教えてください。

この人事院勧告っていうことに伴ってということで、ほとんど全項目についてるんですけど、ことしの人事院勧告は幾らだったんですかね、下がったんですか上がったんですか。幾らだった、どのぐらいだった、そこだけちょっと教えてください。

○市民生活部長（小坂孝男君）　委員長。

○委員長（福木京子君）　はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君）　0.3%の改定というふうにお聞きしております。

○副委員長（丸山 明君）　下がった、マイナス。

○市民生活部長（小坂孝男君）　上がってます。

○副委員長（丸山 明君）　上がっとな。

○市民生活部長（小坂孝男君）　はい。それから、期末勤勉のほうの勤勉手当のほうが0.15カ月アップというふう聞いております。

○副委員長（丸山 明君）　はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

この市民生活部についてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） これは終わります。

それでは次に、保健福祉部のほうの説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長、保健福祉部長、石原。

○委員長（福木京子君） 石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 説明の前に、2カ所御訂正をいただきたいと思いますので、御報告申し上げます。

ページが6ページでございます。

6ページの一般会計の補正予算でございます。民生費の③の高齢者福祉費のところ、介護保険特別会計繰出金の減額がございます。その後に括弧で社会福祉課としておりますが、介護保険課ということで訂正をお願いしたいと思います。介護保険課でございます。

済みません。それからもう一点、9ページでございます。

介護保険特別会計の補正予算が上段でございます。その中で歳入の2つ目のポツのところ、一般会計繰入金金の追加としております。一般会計の繰入金金の追加としておりますが、追加を減額ということで直していただきたいと思います。まことに申しわけございません。

その2カ所でございます。

それでは、26年度の事業の進捗状況について御報告させていただきます。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国正社会福祉課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 私のほうからは、1ページ目でございます第4期赤磐市障害福祉計画の策定の状況について御報告いたします。

5月の委員会のほうで計画の概要については御説明しておりますが、この計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、略して総合支援法といっておりますが、その第88条に基づく計画でございます。障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保等について計画するものでございます。

策定委員会の開催状況です。最初の括弧のところをごらんください。

4回予定をいたしておりまして、現在2回目までを終了しております。第2回目の委員会のほうではアンケートの内容について御協議いただいております。アンケートの内容につきましては、2つ目の括弧のところをごらんください。

計画を策定するに当たりまして、障害者の実態やニーズ等を把握して計画策定の基礎資料とするとともに、今後の施策の展開に参考にすることを目的としております。市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者の方、900名に対してアンケートのほうを郵

送により実施しております。

有効回答者数は457名の方からいただいております、回答率のほうは50.8%となっております。

アンケートの内容につきましては、それを御協議いただきまして、それから見えてくる委員の皆様からいただきました特徴的な意見のほうを下のほうに書かせていただいております。これをちょっと読ませさせていただきます。

わからないことが多く、情報提供が不十分。市役所に専門の職員の配置をしてほしいというような内容とか、相談支援の充実が必要。解決までの仕組みの構築やワンストップ窓口が必要。家族の高齢化によって親亡き後が心配。市内にグループホームが欲しいとかというような話。それから、計画を計画だけに終わらすのではなくて実行、行動ができるプラン・ドゥー・チェック・アクションなどPDC Aのサイクルにすることをきちっと書いてくださいというような意見も出ております。それから、潜在したニーズを掘り起こすような仕組みが必要でしょうというような意見も来ております。それから、家族会の活動やピアサポートを計画に盛り込む必要がある、これは特に精神障害の関係でそういうような意見が出ております。それから、所得保障が重要であり、就労の支援の充実をというような意見が出ております。

今後の予定ですが、第3回の委員会でこのアンケート分析も含め、アンケートの内容を反映したり、委員の皆さんの意見を反映した素案を検討していく予定です。その後、パブリックコメントを行い、地域自立支援協議会の意見の聴取を行い、第4回目の委員会で確定予定でございます。

厚生常任委員会での御協議をいただく機会は、素案ができた段階、1月から2月、1月ごろになるかとは思いますが、御協議させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） どうでしょうか、もう全て行ってからしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） じゃあ次をお願いします。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 子育て支援課から、来年度から始まります子ども・子育て支援制度について周知を目的としてつくりましたチラシをお配りしてあるかと思いますが、青いカラー刷りの両面になっているものでありますが、これについて簡単に説明させていただきたいと思っております。

ここに記載している内容につきましては、既に御説明をさせていただいておりますので省略のほうをさせていただきたいと思っておりますが、主に保育所の利用を希望される方を対象に、保育所へ入所のためにはここに書いてありますように、保育の認定が必要なこと、また入所の手続



の流れ、それと保育の利用時間について簡単にわかりやすく掲載しております。このチラシにつきましては、別途策定している保育所の入所の手引というものがあるんですが、それとともに、主に保育所を通じて保護者へ配布していただいております。スケジュールでは、現在入園中の児童については、一応今月末までに保護者の方に保育の認定についての申請書を提出していただきたいということで、保育園等関係の機関にお願いして進めておるところであります。

以上、簡単ですが、このチラシについての説明といたします。

以上です。

○委員長（福木京子君） 次をお願いします。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長、健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） それでは、続きまして本日の資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

赤磐市の医療体制の将来を考える懇談会、北部地域の開催についてでございます。

10月30日の木曜日の日に仁美農村振興センターのほうで開催いたしました。出席された委員の方、17名、傍聴人の方は2名でございました。

委員さんからの御意見といたしましては、10年、20年先のまちづくりを考えると災害に強い医療機関を望むとか、あと医師会のほうからは、現在の医師会病院の状況についての報告もございました。あの規模の病院として、必要人数の半分の医師しか今は確保できていない報告でありますとか、医師の数のことについて僻地医療ということで、医師数が不足してるということで県北のほうに岡山県のほうでは目が行きやすい状況ですが、最近になってやっと岡山市以外の県南東部地域のことについて取り上げられるようになったという報告が医師会のほうからもございました。

また、毎回出てくるんですけれども、デマンド交通を考えてくれというふうな御意見もいただいたところでございます。最後には、医師不足から虚弱者の見守りまで、行政もいろいろ考えてほしい、皆でよい方向に考えていけたらよいと思うという意見を頂戴したところでございます。

なお、この懇談会の概要につきましては、委員会を終了後、ホームページのほうへ掲載させていただきたいと思っております。

懇談会の概要については以上です。

○委員長（福木京子君） とりあえず、それぞれ重要なあれですので、ここでちょっと切って、質疑があったら、はい。

○委員（行本恭庸君） その他も含めてするんか。

○委員長（福木京子君） いっぱいになるから、とりあえずその3つで、1の分で進捗状況でいったほうが良いと思いますので。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 最初の、第4期の福祉計画が策定されるということで、5月ですか、10人の委員さんで構成して4回を予定しているということでしたが、素案を報告してくださるという、執行部のほうからそう言っていただくのは、いつになく大変うれしい、大歓迎なんですけど、こういう形の委員会で素案がぽっと出てきて、概略を説明されるだけだとなかなか…、例えばさっき読んでいただいた、この委員からの主な意見のような非常に暮らしに根づいた具体的な意見が反映された素案なんだろうと思うんです。だから、素案だけ事前に配っていただくなりして、私たちが幾らか頭に入れてその素案に目を通したほうがいいのか。本来は、素案のためのレクチャーのようなのがあったほうが委員としても責任を持てるような気はするんですが、それは委員長、副委員長の御判断でしょうけど。最低、来て突然この資料を見て、これが素案ですと言われて説明を受けるだけだと、ちょっと十分じゃないかなと自分の頭の処理能力からいうと、という思いがあるので、最低事前に欲しいということと、できればそういう希望者だけでも事前に素案の説明会という、委員会としてじゃなくて、それだけのための時間があつたほうがいいのかと、大事なことだと思いますので、それは要望ということで。ただ事前に欲しいというのは、執行部のほうでもよかったらということで、もし、訴えはできますか。

○委員長（福木京子君） 答弁をお願いします。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい、社会福祉課長、国正です。

○委員長（福木京子君） 国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 確におっしゃるとおりだと思います。対応のほうを検討させていただきます。

○委員（原田素代君） はい、お願いします。

○委員長（福木京子君） 他に。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 北部地域の医療体制でお話があつたという御案内だったんですけど、説明だったんですが、これがたしか結論が今年度中ぐらいに取りまとめをというふうなことだったと思うんです。それで、北部についても熊山地区がああいう形で具体的に進めるものですから、当然俎上に上がってくるのはこれから北部地域ということになると思うんです。十分読み込まないで質問してるわけなんで申しわけないんですけども、具体的にあそこの佐伯北の診療所なんかにつわる件が、多分北部地域では話題の中心にもなるのかな、今後の医療体制をどういうふうに描くのかというイメージで、多分出席されてる方も言ってると思うんです。そのあたりで、ちょっと感触を教えていただければ、今のところどういうふうな、先日の

その懇談会でお話そのあたりのことであつたのかな、中心なことだと思うんで、ちょっと教えてください。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 懇談会のほうでは、ここに載ってるような意見もいただいたわけでございますけども、北部の医療を考える中で、周匝地域に開業された先生もいらっしゃいますし、それからそういった市としてのサービス提供をどういうふうにやっていくかというところも、将来的には在宅医療を中心とした方向づけというのは変わらないと思いますので、そこら辺のことも検討しながら、また設置する場所とかも今の場所が基本的にいいのか、それから周匝のほうにも要るのか、そこら辺のことも考えてみながら、熊山と違いまして方向性は出ると思うんですけども、施設をどういうふうに整備していくかっていう具体的なところまでは、ちょっとすぐには検討をしていかないといけないのかなと、具体的なものについては検討していかないといけないのかなということで、皆様方のその思いを今回のこの懇談会ではお聞きしているような状況でございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） そういふところなんだろうというふうに感じます、それは。ただ、具体的にぼちぼちしていかないと多分、またいきなりいろんな議論が出たりすることにもなるんで、ある程度の、執行部として下書きっていいですか、そういうふうな想定されるものはしていかないといけないし、私どももそういったことにあずかっていきたい、委員としてもそういうふうにありますので、ぜひ今後とも御協力のほうをよろしくお願ひしたい、一緒にやるという態勢でお願いしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私はその前の、こども園のところのチラシのところの、こども園の資料の裏面のところでちょっと確認をしたいのですが、保育の必要量についてということで、これは売りですよ、保育標準時間と保育短時間が出てるんですが、これ選べるというのは、要するに従来は保育所の利用っていうのはここからこの時間だなといったのを選べるというのは、例えばこれによって保育料も変わるというふうに理解したらいいですか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課、国定。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 現在は保育標準時間で皆さんやっているんですけど、来年度の新制度から短時間という制度もできるということになります。それに関しての保育料についても、短時間のほうは今のところ示されているのでは若干安目っていう金額が出ております。国の仮単価では約1.7%減ぐらいの差があったかと、示されています。

以上です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 普通の考え方は時間給当たりというか、時間当たり幾らの経費で考えるわけですから、短くなったら安くなるのかなと思うんですけど、1.7%減というのはそういう理屈ではなくて、非常にわずかな差なんですけど、考え方としてどういうふうに考えていいのかというのがちょっとよくわからないんですけど、例えば働いてるお母さんにとってみれば、手のかかる子供を目いっぱい保育所に預けて仕事が終わった後、家の用事もできるし、マックス預けたほうが母親の、女性の体のさまざまな諸用事を済ませるのにはありがたいというのは一般的にはそうなんです。ただ、中には子育てでできるだけ自分が接したいという人も当然いるわけです。それを選ぶ際に、いいのだよという意味のこれがセールスポイントなのかなというふうに理解するんですけど、要するにどうしてこういう差を設けているのか、それで差を設けたことによって割安感が出るのか、そこがちょっと説明を求められたときによくわからないんですけど、その辺はどういう考え方があるんでしょうか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 保育時間についてはこの2種類ということで、国のほうの考えといたしましては、保育標準時間、これが1カ月120時間以上の就労等に従事する方が認定されるということになりまして、こちらのほうはフルタイムで働いている方を対象にした保育の時間が設定されておりまして、保育短時間のほうは逆にパートとかそういった方を対象とした時間帯ということで、これも就労時間のほうが1カ月48時間以上120時間未満というような基準によって区分をしていくというふうにされております。

保育料が安くなるかっていうことになるんですけど、それについては、そういった先ほどの勤務就労の形態ぐらいなことで、特に具体的な説明のほうはちょっと把握しておりません。

以上です。

○委員（原田素代君） 済みません、最後に。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 逆に言うと、48時間以上120時間未満の人は上の11時間保育は受け付けてもらえないということですね。そこまで細かい審査があるというふうに理解したほうがいいですか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 基本的にはそういったことで審査になると思います。その他の要件、これだけで判断するんじゃないくて、ほかの家庭の状況とかっていうこともある程度は見込んでいくというふうな認定になるかと思いますが、基本的にはこの基準によって時間のほうも決定していくというような形になる予定でございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そしたら、選べるということではなくて、細かく設定ができたというふうに理解したほうがいいんですね。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） そうですね、標準時間11時間のほうの認定を受けられた方については、短時間の選択ももちろんできます。そういったことは、当然少ないほうを選ぶことはできるというその選択は出てくるとは思います。そういったことで基準をつかってやっていきたいと思います。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいか。

今の件ですけど、認定こども園なんかが入ったりするんで、こういうふうに分けるんですか。今までは、公立の保育所もこちらの全体としては、もう上の分で1本だったんですか。それが、下が出てきたということなんです、どういうふうに変化するん。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長、済みません、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） そうです、現在は上の保育標準時間でやっております。それに足りない人はこの表にありますように、延長保育というのを利用して最大のところまで利用できるということになっておりまして、新しい制度によって、この下側の保育短時間というのが出てきているという状況であります。

○委員長（福木京子君） わかりました。

他に、よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今この表の最大11時間の利用可能と、それから8時間の利用可能、2つ書いてあるんだけど、最大というのはわかる、ほな今現在が何時間かというんは、上も下も。標準でもええ、例えば最大11時間の利用可能じゃというんじやったら、ほんなら通常一般

で今やっとするのは、ほんなら何ぼならという時間が知りてえんじゃ。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 現在は先ほど言ったんですけど、保育標準時間の11時間っていうのが標準的な時間でありまして、それが基準になっております。当然、個々の世帯によりましては、それよりも短い時間で帰られる方もおられるし、それから11時間じゃ足りない方については、延長保育のほうを加えてやってるという状況であります。

以上です。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） わしの聞き方が悪いんかどうかわらんけど、最大11時間の利用が可能じゃと、8時間の利用が可能じゃということは、ほんなら今までは最大が何ぼじゃったんならと、要は延びたわけじゃろう。わしもよう理解できんのじゃが。例えば最大11時間のほうを見るわ、ほんなら前後に延長保育というんでこう書いてあるわな、いろんな人。ほんなら、これを足したものが11時間になるんじゃろうとわしは思うんじゃけど、ほなこれが今度は可能ということは認められたということじゃろ。

もうちょっとわかりやすく教えてくれる、これ。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長、済みません。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○委員（行本恭庸君） こういうことがこういうふうになるんじゃというのをわかりやすく数字で言うてくれ。

○子育て支援課長（国定信之君） 現在の保育につきましては、上側の標準時間で最大といたしますか、11時間の利用を基準としております。延長保育はそれよりも足りない時間を補うものでありますので、これについては従来と変わりません。今も11時間っていうのが基準になって、現在はこの標準時間だけの制度になってるということで、新たに来年度から短時間っていうものができるというふうに理解いただけたらと。

○委員（行本恭庸君） もうええわ。

○委員長（福木京子君） わかりにくいんじゃな、これが。書いたから余計にわかりにくい。

○委員（行本恭庸君） 今の説明じゃわからん。

○委員（実盛祥五君） 下が変わっただけじゃというて説明すりゃあえん。

○委員長（福木京子君） もうそれで、そういう説明があったんですが、行本委員、よろしいですか。説明が……。

○委員（行本恭庸君） わからん、あほうじゃけえわからん、理解できん。

○委員長（福木京子君） もうちょっとわかりやすい説明が。標準が、だから最大11時間という

ことで、それで各保育……。

○委員（行本恭庸君） 標準が11時間で、それが最大が11時間の利用が可能じゃということはどういうことなん、同じ11、11だめ。最大がつくんとつかんのと、そんなおかしな話なからう。普通、最大これだけできますということは、ほんなら今までは最大が幾らだったんですよという、それが11時間になりましたという意味じゃとわしは思うから、もとは何ぼならと、こういうて聞いとるわけじゃ。表の書き方がおかしいんじゃ、これ、わしから言わせたら。

○委員長（福木京子君） だから、標準が……。

○委員（行本恭庸君） 標準が11時間じゃ言ようる。

○委員長（福木京子君） ちょっと休憩します。ちょっとわかりやすく。

午前10時42分 休憩

午前10時48分 再開

○委員長（福木京子君） 委員会を再開いたします。

わかりやすく答弁をしていただけますか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 保育の必要量について説明させていただきます。

こちらの資料にあります最大11時間の利用が可能という部分につきましては、標準的な利用の設定されている時間帯でありまして、それに前後に延長保育というものが別枠で各園によって時間が設定されておりまして、それを合わせて保育所の開所時間という時間が最大の利用時間になるというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（福木京子君） 行本委員、それでちょっと了承していただけないでしょうか。

○委員（行本恭庸君） はい、はい。

○委員長（福木京子君） この問題では、よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） 委員長、ほかのともいいんか。

○委員長（福木京子君） いや、この3つのことについて。1から3までについて。医療の問題とかですか。

○委員（行本恭庸君） 1から3。

○委員長（福木京子君） まだその他に入っておりませんから。

○委員（行本恭庸君） その他は、ほんなら後でいきやあいいんじゃな。

○委員長（福木京子君） はい、よろしいですか、ほたら、この医療問題よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） 医療問題もあるけど、その他で言わあ。

○委員長（福木京子君） この医療については今説明はあったんですけど、大体……。

○委員（原田素代君） 委員長。まだ補正入ってませんよね。

○委員長（福木京子君） まだまだですよ。

○委員（原田素代君） だから2つでしょ。

○委員長（福木京子君） まだですよ。今、将来を考える懇談会の説明があったでしょ、それについて。あと見通しとしてはどういう、この間私も傍聴させていただいたんですけど、大体考え方を、具体的な案を出されて審議をされとんですが、見通しとしてはどんなんですか、3月ぐらいまでに大体もう方向を決めて当初予算で何かされるんですか。その辺だけちょっと答えていただければ。

○健康増進課長（岩本武明君） 健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 今後の予定でございますけれども、年度内にもう一度北部地域の懇談会は開催する予定といたしております。そこでは、この10月での皆さんからいただいた御意見も踏まえて、今後のスケジュールをどういった形で進めるかということをお示しできるような形のものにしたいと思っております。

○委員長（福木京子君） そうですか、はい、わかりました。

他の委員さん、よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今この懇談会に関連することじゃけど、前市長、井上のときには新しい診療所を吉井の周匝の付近にやりますというようなことを言われとる。そういうことの話はこの懇談会には出てこないの。いわゆる診療所をどういうふうにするんだという執行部側のほうの考え方というのは、話の場には出てないんですか。市長がかわったから、もうそれはなくなっただけですか。答えられる人が答えてください。

それともう一つは、新しい開業医さんができられたというような話もちょっと聞いたんですけど、それは好ましいことなんですが、岩本課長が今さっき説明の中で、在宅医療をこれから考えるんだということを、それはすばらしいことでいいんじゃないけど、在宅医療をするということになると看護師ができるわけじゃないんですから、医者でないとできんわけですから、医療は。そうなったときに、ほんなら今の現在でも医師不足が言われとる中で、現実それが可能でできるんですか。そういう当てがあって言よんですか。理想だけで話をされたんじゃないんで、現実そういう在宅医療をしたいんじゃないということを前面に出して言われるんなら、そりゃあ熊山の診療所の病院を診療所にするときにそういう話は出られた。出たけど、昼間の診療時間もせにゃいけんわけじゃ。病院であろうが診療所であろうが診療時間はせにゃいけん。それには最低でも1人の人の医師は要るん、へえで在宅はほんなら晩だけするんかというわけにはいかんでしょ、昼間もせんとそれこそ体が、1人でほんなら診療時間済んだからこれから在宅医療に回りますというてから体もったもんじゃないんですから。ということは、新しい医



師がおらんとそういうことはできんわけでしょ。そこらの辺はどう考えられとんですか。

○委員長（福木京子君） 答弁されますか、答弁。どんな。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長、健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 診療所の今後の場所の話とかっていうことでございますけども、現在の美岡道とかのインターチェンジの佐伯北ができ上がってまいります。そういった交通網が今後整備されていく中での立地の条件の場所を検討しながら考えていく必要があると思います。地元の方から、佐伯地区の方は当然佐伯へ置いてくれというふうな御意見も最初の会議のときにおっしゃられました。そういったことも場所の検討につきましては、それぞれの皆さんの意見を聞いて検討していく必要があると思います。

それから、在宅医療、ちょっと言葉のほうの説明不十分だったと思います。在宅看護、訪問看護ですから、主として看護師の方が行く今の訪問看護ステーションベルのようなものを、また北部のほうにも今後展開していく必要があるんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○保健福祉部長（石原 亨君） 済みません、いいですか。

○委員長（福木京子君） はい、石原保健福祉部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 訪問看護につきましては今、森クリニックさん、この8月に開院されまして、その先生が非常に訪問診療のほうに力を入れられております。現在でも熊山のベルから吉井地域のほうへ、森先生の患者さんの訪問診療の契約を受けまして行ってる事実がございます。どんどんそういう訪問診療ということで、在宅医療に力を入れられておられますので、そちらのほうの需要は今後ふえてくるものと思っております。

以上です。

○委員長（福木京子君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今、森先生の名前が出てきたんですが、森先生がされるのはよろしい、どなたさんがされても結構ですよ、だけど医者、開業をやめて、それを専門でされるというんならそれはわかるけど、ほんなら例えば森医院さんがあって、そん中で行くというのは開業時間も当然あるわけでしょう。

○委員（原田素代君） 森先生2人いるから、ちょっとわかりにくい。

○委員（行本恭庸君） あの森医院じゃねえん。

○保健福祉部長（石原 亨君） ちょっと済みません。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○委員（行本恭庸君） 医者の資格は持つとって……。

○委員長（福木京子君） 正確に質問して。ちょっと説明を。

○保健福祉部長（石原 亨君） 済みません。今森クリニックさんといわれる先生は、周匝のほうに開院を8月にされとります。赤坂の森医院さんとは別の方でございます。

水曜日の午後、訪問診療に重点的に充てられておりまして、そのときには訪問診療中心に行かれるということで、通常の診療はお休みされておりますんで、そういうことで需要は非常にふえてくるものと思います。

○委員（原田素代君） ちょうど同じなんですけど名前が。

○委員（行本恭庸君） 向こうも商売じゃけえ、休んだときにそりゃあそういうことすりゃあ儲けになる。ずっと日常休んどるときに、休みの日にそれをするんじゃというたら例えば1週間に1遍じゃ7分の1しか、利用量がねえわけじゃから、診療時間がありながらそれで在宅へ行って、足のねえ人が行かれん場合に、特に足のない人なんかのどこへ医師が行って、そこで治療してくるというんなら、そりゃあいいよ。それがずっと定休日があるにしても、そうじゃなしに、通常の病院であろうが診療所であろうが、あいとる日に同じように診察する病院や診療所で診察するのと別個にそういう訪問してできるんなら、それはすばらしいことじゃけど、そうするためには医者が今の不足しとる中で、そういうことはできんでしょうということを私は言よん。

いいようにやってください、皆さん喜ばれるように。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

それでは、一応こちらの進捗状況はいいんで、その他のほうへ入ってよろしいですか。

それでは、説明お願いします。

○委員（行本恭庸君） 執行部のほうの……。

○委員長（福木京子君） はい、執行部のほうの保健福祉部のその他のほう、説明を。

○社会福祉課長（国正俊治君） 社会福祉課長、国正です。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） じゃあ失礼します。

私のほうからは、ページが4ページの特定疾患援護費給付条例の一部を改正することについて御説明します。

改正内容といたしましては、難病の患者に対する医療等に関する法律の制定、それから児童福祉法の改正に伴い来年の1月から、それから来年の夏の第2段階で難病及び小児慢性特定疾患の医療の助成の対象者が拡大されるようになります。これに伴いまして、この援護費のほうの給付対象も拡大いたしまして、合わせて支給額を見直すものでございます。

具体的には、難病が56疾病から300疾病へ、小児慢性特定疾患が514疾病から600疾病に拡大されます。国の試算によれば27年度、全国で165万人ということになりまして、平成23年度、89万人と対比いたしまして1.85倍になるという見込みが国から示されております。

赤磐市の受給者につきましては9月1日現在で384人ですが、1.85倍を難病と小児慢性特定

疾患に掛けて、ほかに透析の方もいらっしゃるしまして、透析は同数といたしまして試算いたしますと618人程度ということとなります。この方々全てを対象とするというふうに条例を改正させていただきたいと考えております。

合わせまして、他市の状況を勘案いたしまして、市民税本人非課税の条件を付加いたしまして、給付額を6万円から4万2,000円減額したいというふうに考えておるものでございます。

以上です。

続いて、5ページ目の指定管理者の指定に関する件です。

施設が2施設ございまして、赤磐市山陽総合福祉センターと赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」でございます。現在、内部の指定管理検討委員会のほうで審議のほうを完了しております。予定の指定管理者は、いずれも赤磐市社会福祉協議会です。過去の指定管理の実績におきましても問題なく運営されておまして、経費につきましても努力いただいて節減の傾向が出ております。地域福祉の拠点として市民にも理解されており、社会福祉協議会以外には考えられないということで、非公募により候補者としております。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） 引き続き。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長、保健福祉部長、石原。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） それでは、(3)番から(7)番まで補正予算でございまして、今回の補正予算の主なものでございますが、先ほど市民生活部のほうでも出ましたが、人事院勧告による給与改定、人事異動等による人件費の調整及び前年度事業費の精算に伴う国庫、県費の返還金、また26年度前半事業執行状況を勘案しての事業費の追加などを行っております。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思います。

簡単に、一般会計補正予算について概略を説明申し上げたいと思います。

まず、総務費でございます。①の地域福祉基金でございますが、社会福祉事業に役立ててもらいたいということで10万円寄附がありましたため、地域福祉基金に積み立てるものでございます。

民生費では②でございます。社会福祉総務費で人勧による給与改定及び人事異動等による人件費の追加ということで558万8,000円を追加しております。

③の高齢者福祉費でございます。特別会計の補正としまして2点、介護保険特別会計の繰出金の減額1,132万7,000円を行っております。給与改定、人事異動等による人件費の調整及び介護保険制度システムの改修費、これは追加でございまして、合わせて1,132万7,000円を減額しております。訪問看護ステーション特別会計繰出金では、人件費分の減額ということで593万2,000円減額いたしております。

④の障害者福祉費でございます。障害者虐待防止等支援事業国庫補助金及び障害者医療費の

国庫負担金、どちらも返還金ということで137万6,000円を計上いたしております。

⑤児童福祉総務費でございます。障害児施設支援給付事業で新規サービスの提供事業所が開設され、利用者が増加したということから給付費を追加いたすものでございます。1,822万1,000円を追加しております。及び障害児施設支援給付費の返還金142万6,000円を計上いたしております。合わせて1,964万7,000円の追加でございます。

⑥の児童措置費でございますが、児童手当につきまして当初の見込みより支給対象児童が増加したということから787万5,000円を追加しております。国庫負担金の返還金として21万9,000円を計上しております、809万4,000円を追加しております。

7ページに移りまして、⑦でございます。母子父子福祉費でございますが、助産施設の措置費の返還金24万8,000円を計上しております。

⑧の児童福祉費でございます。こちらにつきましては、安心こども基金特別対策事業補助金から保育緊急確保事業費補助金ということへの振りかえでございます、事業費の増減はございません。財源の更正ということになります。

⑨生活保護費でございます。平成25年度の保護費の国庫負担金の返還金3,611万5,000円を返還するものでございまして、追加いたしております。

衛生費につきましては、⑩保健衛生総務費で人勸及び人事異動等による人件費の減額1,790万5,000円でございます。それから、母子衛生費国庫負担金の精算返還金21万2,000円、そして国民健康保険特別会計、これは熊山診療所分の繰入金の追加3,198万9,000円でございます。こちらは、診療収入の減少、人件費の減額及び医薬品の追加などによって合計で3,198万9,000円を追加いたすものでございます。

11としまして、乳幼児医療費の追加でございます。当初見込みより医療費が伸びたということから518万6,000円を追加するものでございます。

8ページに移りまして、上段でございます。

(4)国民健康保険特別会計熊山診療所分ですが、補正をいたすことにしております。

歳入では、患者数が当初見込みより減少しているということから3,480万円の減額をいたしております。文書料は32万円の減額、一般会計繰出金を3,198万9,000円追加しております。

歳出では人件費の減額3,060万6,000円しております。医薬品の追加として2,747万5,000円、合わせて歳入歳出313万1,000円の減額ということにしております。

下段でございます。

(5)の国民健康保険特別会計佐伯北・是里診療勘定の補正でございます。人事院勧告等により人件費の、こちらは追加でございます、278万8,000円追加いたしております。同額を予備費で調整いたしております、事業費の増減はございません。

9ページに参りまして、上段でございます。

介護保険特別会計の補正でございます。国庫、県補助金の追加でございます。介護保険制度の改正に伴います電算システム改修のための国庫補助金162万6,000円を追加しております。地域支援事業費の事業費の増加に伴います国、県の補助金の追加224万4,000円を合わせて387万円を追加しております。一般会計繰入金の減額でございますが、給与改定、人事異動等による人件費の調整及び介護保険制度改正に伴う電算システムの改修費、合わせて1,132万7,000円の減額という措置をしております。

歳入では、これと合わせまして745万7,000円の減額となります。

歳出では、人件費の減額及び介護保険制度に伴います電算システムの改修費の追加、これらを合わせて1,044万9,000円の減額となります。

保険給付費では、居宅介護住宅改修費111万円を減額し、同額を介護予防住宅改修費のほうに回すということで予算の組み替えを行っております。

地域支援事業費では、人件費の追加ということで378万8,000円をいたしております。財源の調整を予備費でいたしております。予備費を79万6,000円減額しております。歳出の合計はマイナスの745万7,000円となります。

下段でございます。 (7)訪問看護ステーション事業特別会計の補正でございます。

歳入では、一般会計繰入金、これを人件費分の減額といたしまして593万2,000円減額しております。歳出では、サービス事業費で人件費の減額、同額の593万2,000円いたすものでございます。

以上が12月議会に提案いたします補正予算の関係でございます。

○委員長（福木京子君） 説明がこれ終わりましたね。もう一つあります。

○健康増進課長（岩本武明君） 健康増進課、岩本。

○委員長（福木京子君） はい、どうぞ、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 本日は、別資料としてお配りいたしております赤磐市新型インフルエンザ等行動計画ができましたので、お知らせをさせていただきたいと思っております。

この新型インフルエンザ等対策行動計画でございますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日に施行されました。これを受けまして、国のほうでは政府行動計画の策定、それから県のほうでの県の行動計画の策定を受けまして、この特別措置法の8条の規定によりまして、赤磐市の新型インフルエンザ等対策行動計画をつくりました。

内容的には、病原性が高い新型インフルエンザや、それと同様の危険性がある新感染症が発生した場合にどうするかといったものを定めた行動計画を決めたものでございます。

市といたしましては、国の指示、それから県の指示によりまして、国が新型インフルエンザ等の緊急事態宣言というものを行った場合は、市内一体となりまして対策を強力に推進するために対策本部の設置など、それぞれの部署、部局によりまして担当と役割などを含めた計画書を策定いたしましたので、後ほどお目通しをいただけたらと思っております。

説明は以上です。

○委員長（福木京子君） 説明終わりました。

ちょっと休憩を入れます。どうでしょうか、20分まででよろしいですか。ちょっと七、八分で、あれですけど、いいです。20分まで休憩といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（福木京子君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

委員さんのほうから何か今説明があったことに対して質疑がありましたら。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） まず、4ページの特定疾患が何か倍ぐらい、その認定がふえたことよって認定者がふえたということと、結果、6万円だったのが4万2,000円にせざるを得ないということで、ちょっと粗計算したら、総額は6万円で384人給付してたのと4万2,000円を618人給付してたのとほぼ変わらないですね。要するに変わらないように計算すると、結果4万2,000円になったということなのかなというふうに思ったんですが、1つだけ気になるのは、県内他市の状況を勘案し、市民税本人非課税要件を付加しということは、従来はこれを付加してなかったんだけど今回付加した上に減らすというふうになったと理解しているのかどうかをお尋ねします。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 原田委員さんのおっしゃるとおりで、現行の制度につきましては4ページの左の一番下のところにまとめてございます。所得要件はございませんので、お勤めをしながら難病の患者さんで所得がたっぷりあるような方にも今お出ししております。ちょっと表現が変ですね、済みません。

○委員長（福木京子君） それはちょっと直してください、今の。

○社会福祉課長（国正俊治君） 訂正します、言い直します。

所得要件をつけることによって、低所得の方々を対象に給付をさせていただこうというふうに改正したいと考えております。委員のおっしゃるとおりで、理解で結構です。失礼しました。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） 原田委員、いいんですか。

○委員（原田素代君） 今のはいいです。

○委員長（福木京子君） 今のはいいんですか。よろしいですか。

ほた、ほかですか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 6ページなんですけど、⑤の児童福祉総務費のところには障害児施設の支援給付事業で新規のサービス提供事業が開設ということなので、ちょっとどういう事業が開設されたかを御説明いただければと思います。

それから、その次の黒ぼちの障害児施設の支援給付費、違う、これはいいんだ。

だから、サービス事業のほうだけ聞きました。

○委員長（福木京子君） 新規サービス提供事業所ですね。

○委員（原田素代君） そうです。ここではとりあえずそれだけ教えてください。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 新規事業所につきまして御説明いたします。

市内桜が丘西10丁目に放課後等デイサービスの事業所が新規に開設しております。具体的な名称はもう言うてもいいですね、社会福祉法人岡山子ども協会さん、あすなろ保育園さんなんかを運営されている社会福祉法人が放課後等デイサービス事業を新築して4月1日から開設されております。定員は10名ということで、運営をされております。

以上です。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） わかりました。放課後等デイサービスっていう言葉が新しいんですが、具体的に事業の中身はどういう中身なんですか。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 24年の制度の改正によりまして、障害児の通所の事業というのが整理いたされました。前は県の事業で、障害もいろいろございまして、例えば聾啞の方が行かれたりとか、視覚のそういう障害児版の保育所のようなものであったりとか、放課後児童クラブのような通所の事業がございました。それが市におりてきております。具体的に言いますと、放課後等デイサービス、要は障害児版の放課後児童クラブのようなもんなんですけど、児童福祉法の中で整理されてまして、障害児の通所支援事業ということで、未就学の方の、例えば自閉症児を育てる会のぐんぐんさんとかは、未就学の方の障害児の支援ということでやられてますし、就学後、18歳に至るまでは放課後等デイサービスということで一くくりにされています。法定サービスということで、きちっと国と県の2分の1、4分の1の負担がある施設及び運営の基準で細かく定められた事業でございます。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（福木京子君） 他によろしいですか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 8ページの熊山診療所の患者数の減少ということなんですが、これは要するに1年間丸々じゃないってような事情のことなのか、どうして減少ということになったのかっていうのがちょっとわからないので、そこを教えてください。

○委員長（福木京子君） どなたが答えられますか。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長、健康増進課、岩本。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 当初予算を作成したときに比べまして、お医者さんの数、それからあと薬剤師の方の退職に伴いまして人数が減りましたので、そのためにここでの減額をさせていただくというものでございます。

○委員（原田素代君） 診療収入が減額したんでしょ。

○委員長（福木京子君） 患者数が減少してるということについてのあれでしょ。

○健康増進課長（岩本武明君） 人件費が、ごめんなさい。

○委員（原田素代君） 診療収入が減額したということについての説明を。

○健康増進課長（岩本武明君） 失礼いたしました。診療収入につきましては、当初のお医者さんの数に対応した人数を想定いたしまして、当初予算のほうは組ませていただいたところでございますけども、お医者さんのほうの数もちょうと減りました、現実には減っております。それに伴いまして診療常勤の先生、それから非常勤の先生もいらっしゃいますけども、全体的に患者数が当初の見込みよりは予算に比べまして減ったという結果になっているための減額でございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） 他の委員さんで。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） ちょっと関連して。診療所の医者が減ったということですね、当初の予定よりも。当初予定では内科とか、結構科もたくさんあって、予定をされてたというふうに私も記憶してるんですが、具体的にどういった診療科のお医者さんが減っちゃったんですか。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長、健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 常勤の先生が、内科の先生ですけども3人いらっしゃった先生がお一人になりました。

○副委員長（丸山 明君） お一人。



○委員長（福木京子君） 1人。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、現在1人です。現在はそのほかの整形外科と泌尿器科がありますけども、そちらのほうは病院のときと同じように診療をいたしております。

○副委員長（丸山 明君） それは別の先生。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、別の先生です。常勤の内科の先生が3人おられたのがお一人になられたと。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他にありませんか。

○副委員長（丸山 明君） お願いします。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） それから、一般会計の補正で6ページのところでちょっと気になったんですけど、訪問看護ステーション事業の繰出金が人件費減額で減ってるというんで、これが590万円、約600万円減ってますね。これ多分、訪問看護ステーション特別会計のほうとも連動してる話なんですけど、さっきも北部地域の話も出てましたけど、要するに訪問介護事業を主にやってる訪問看護ステーションなんですね。ですから、それが600万円減るっていうことは、今の我々の地域の雰囲気からいうと、むしろ老人はふえ、要介護の必要な人もあり、便利もよくない、そういうことからいうと訪問介護はむしろふえていくんじゃないかという感じがしてたんですけど、それが600万円減額ときたもんですけど、それがちょっと僕はよく理解できなかった。それを教えてください。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長、健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） この訪問看護ステーションの事業でございますけども、3人の職員が現在います。予算のときも3人のままで人数的には変更がございません。ただ、予算を組む、作成させていただくときの基準となる給与費、人件費、職員の給料が高い職員を配置するという見込みで予算のほうを立てさせていただいておりましたので、それに伴っての減額になっております。ですから、人数的には計画どおりの人数を配置いたしております。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） わかりました、今の件はわかりました。もう一件だけ教えてください。

7ページの生活保護費なんですけど、ここで精算返還金というのが出てますね、これ国庫負担金の精算返還金という分で。ひょっとしたら僕の誤解なんかかもしれないですけど、3,600万円、結構な金額が返還金として記載されてるんですけど、これは済みません、ちょっとよくわからなかったんですけど、生活保護費が減ったというふうに考えたらええんですか。これだけ

要するに対象のお金が要らなくなったと、返還することになったと、こういうことなんですか。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 丸山委員がおっしゃるとおり、給付費が減ったために返還が必要となったものです。25年度におきましては、国との交付申請につきましては、見込みで交付申請した額で概算交付してござっております。精算は翌年度、締めて翌年度精算するという仕組みになっております。具体的に言いますと、約3億円ぐらいの扶助費のうちの半分ぐらいが医療扶助でございまして、その医療扶助の見込みというのがどうしてもつかめない部分がございます、その部分が安くなったために返還が生じてるというふうに御理解いただければ結構だと思います。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） はい、わかりました。

○委員長（福木京子君） 他によろしいですか。

ちょっと私、1つだけ、4ページのところです。特定疾患の援助の分ですが、これは非課税を外すんですけど、これは外さない場合ので、今までの分、人数的にはどのぐらいを見とんですか。それで、国は56から300疾病にふやして予算もふやすわけでしょ。市は予算は余り変わらずに金額を減らすという考え方が出てきとるわけですよ。なかなか本当に厳しい、弱者の立場からしたら、6万円が4万2,000円になってもそれはなかなか厳しいと思います。その辺で本当に慎重にしていけないといけないと思うんですけども、課税の人はこの人数は幾らだったんですか。どのくらい見込んだんですか。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい、社会福祉課長。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 課税の方が約3分の1いらっしゃいます。済みません、618というのは課税の方も含まれた数です。約3分の2といたしまして、これは実際に現状の方々の受給者の状況をちょっと調べましたら、割合でいきますと441人程度になるんじゃないかというふうに今のところ試算しております。

○委員長（福木京子君） それで、これがこういう条件をつけずに、このまま6万円で、国が補正をつけてこういうふうに拡大したんですから、赤磐市も条件をつけずに6万円のままで、疾病はふえますけど。予算的にはどのくらいふえるんですか。

○社会福祉課長（国正俊治君） もう一度。

○委員長（福木京子君） だから、結局4万2,000円にせずに6万円のままでいけば、どのくらいな金額なんですか。それを削減するために6万円から4万2,000円に減らすわけでしょ。疾患の数はふえますけど。金額的にはどのくらい削減をするんでしょう。

○社会福祉課長（国正俊治君） じゃあ、済みません。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） お答えします。

現行の給付額、掛け算して出すと、約2,300万円です。これが618人で計算いたしますと約3,700万円になります。支給額を4万2,000円に減額することで2,600万円程度になります。さらに、先ほどの本人非課税要件をつけ加えることで1,850万円程度になると見込んでおります。

○委員長（福木京子君） 減らすんじゃない。そうですか、ほったら2,300万円を1,850万円で抑えるんですね。ということですね、これは。

○社会福祉課長（国正俊治君） という試算になります。

○委員長（福木京子君） こういう考えはちょっと理解ができませんね。せっかく国が充実させるんですから、国も補助を補助金をプラスするということはないんですか。

はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） お答えします。

この制度は全く市単独の制度でございまして、難病の医療の公費負担額を給付するという部分につきましては、この法律の改正によって拡大されます。市単独の事業でありまして、また12月では御説明したいと思うんですけど、全く実施していない市町村もございまして。そういう意味で、これに対してこういう援護費の意味合いのものについて国とか県とかが助成する、していただけるような制度はございません。

○委員長（福木京子君） これ以上は言いませんけど、最後に言いますけど。これは、こういう人たちが運動してここまで積み重ねてきていると思います、赤磐市の場合。他の自治体よりは進んできているという有利な面で。やっぱりそういう福祉に手厚い施策をされてきたんだと思うんです。ここで削減するということは、減少さすということですから、福祉を後退さすということになりますから、それだけ言っときます、いいです。

他に委員さんは執行部の説明についてのあれはないですね。

ほた、その他で、どうぞ委員さんのほうから。

はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 先月10月24日に当委員会を開催して、翌日の25日に山陽新聞で赤坂地域3保育園の統合施設、赤磐初認定こども園にという大きな見出しで書いてあったんですが、こんなことずっと皆さん読まれと思うんですけど、この委員会で説明したという何か書いてあるのが、同園は幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、市内では初となると。認定こども園を国の指針をもとに県が認定する保護者の就労の有無にかかわらず利用が可能であると。それから、運営形態が幼稚園が保育機能を備える幼稚園型、それから保育園が教育機能を持つ保育所型の4つがあると。その中でも従来は保育園であるために、保育所型をするという

ふうにしてあるわけですが、私が誤解しとんかもしれん、保育所型でも教育機能を持つということは、幼稚園と同じようなことをするんだと私は理解しとんですけど、それがここに書いてある幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設であると、それも初であると書いてあるわけで、この方向に、こういう説明を私は受けたような気が私の記憶じゃないんですけど。

○委員長（福木京子君） 一応説明はされとんです。

○委員（行本恭庸君） いいことで。そうすると、今回だけ一般質問にかかわってくるから私も言いとうないんだけど、もともと赤坂の例えば軽部にしても笹岡にしても昔は幼稚園じゃったと私は記憶しとんじゃ。ずっと最初から保育園か。

○委員（原田素代君） 保育園しかなかった。

○委員（行本恭庸君） ずっと保育園。

○委員（原田素代君） はるか前は知らない。

○委員（行本恭庸君） 私が聞いたのは幼稚園じゃというて聞いたんじゃけど。

○委員長（福木京子君） その辺の歴史みたいなんがわかる人がちょっと説明していただければいいと思うんですが。

○委員（行本恭庸君） 要は、それは過去のことですからいいんですけど。

○委員長（福木京子君） 質問をしてください。

○委員（行本恭庸君） 要は幼稚園の機能と保育園の機能を合わせる、それがこのチラシのあるように幼稚園と保育所のいいところを1つにした認定こども園の普及を図りますという国の政策じゃ載っとるわけじゃ。これはまことにいいことなんで、逆に言うたら今の幼稚園、現在公立の幼稚園が赤磐市内には6園あるわな。そこも今度は将来的にどういう格好でやるのか、これはもう一般質問しよう思よんじゃから、余りわしも触れとうないんじゃけど、保育所であって、今度はそれを幼稚園機能を取り入れるということはいいことじゃ、これ書いてあるとおり、やれるんなら。ならば、ほんなら逆に幼稚園も保育所機能を持つ幼稚園にせにやあいけんと思うんじゃ。それをやる気があるかないんか、それはそこらはかかるんで、幼稚園の話は別にええですけど、現実の幼稚園と同じような体制がとれるんですか、とってやれるんですか、その点をお聞きします。

○委員長（福木京子君） どなたが答弁されますか。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 私は軽部幼稚園を卒業してますので、その年度だけをお知らせします。43年度で卒園したと思いますので、幼稚園最後の年だったと記憶がございますので、44年から保育園になったのではなかったかというふうに記憶しております。

以上です。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課、国定。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 赤坂の統合保育園においては、保育所型ということで保育所に幼稚園的な機能をあわせ持った認定こども園にするということで、委員さんがおっしゃられてるような形でしております。

幼稚園っていうのは3歳以上の子供を対象の教育を中心としたものでありますんで、保育についても同じような3歳以上の保育の児童がおるということで。現実的には同じ教室の中で、そういったことを一緒に保育と教育を合わせて受けていただくサービスを提供するというものであります。

ただ、効率的というか、施設の体系になるんですけど、保育所型の認定こども園というのは厚生労働省の管轄になる保育園の系統の中に入っているものだというので整理をされておりますんで、幼稚園がそういう保育機能を持つということになれば、現在の体系の中では文部科学省に所属する学校ということの位置づけになるということになると聞いております。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今、国定課長が言うたように幼稚園的な教育というのはどういうふう理解したらええん、保育所です。私が思うのは、幼稚園と保育園と一緒にするわけじゃから、幼・保一元化でするのは非常にいいことじゃ。それを先進のどこやっておられるところもあって、いろいろ問題もあるというのも聞いとるけど、しかし問題がないような方法でやられるのが一番いいんで。ここで書いとる、ほんまに保育園の中に幼稚園機能も取り入れる、それは確かに年齢的には今言われたように3歳から5歳でやっとなんじゃから、それは2歳や1歳の子供にというのはそれは別途問題です。同じ条件の3歳から5歳のいわゆる就学前の幼稚園児であろうが保育園児であろうが同じことがやられるんなら、それでもって時間が長いこと見てもらえるということは、ましてここに書いてあるように、就労の有無にかかわらずというたら、今さっきの説明した分の云々っていうのは関係ねえことになってくるわけじゃ。

○委員長（福木京子君） いやいや、そんなことはない。

○委員（行本恭庸君） まあ誤解しとんかもしれんけど、保護者の就労の有無にかかわらず利用できるということになると、前の問題、11時間最大をどうのこうのという問題だ。また、関係してないが。

○委員長（福木京子君） 一方的なことをちょっと説明されにやいけん。

○委員（行本恭庸君） 例えば週で2時間以上なげにやいけんというような条件に入っとる。けど、こっちの文章では就労関係ねえんじゃと。じゃから、それでやれるということは非常にいいことですが。それでもって内容が幼稚園であろうが保育園であろうが同じような内容で、名前はそりゃ保育園であろうが幼稚園であろうが中身が一緒じゃったらあわせ持ったということになるわけでしょ。そういうもんじゃないん、ただ書いとるのはそういうふうにしかり

解できんのんじゃないけど。あわせ持つという、それは就労の問題は別でいいですけど。しかしそういうふうには書いとる。ほな、違うんなら違うというて訂正していただかなんたら、見た人はそりゃ。

○委員長（福木京子君） ちょっと答弁していただけますか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長、済みません。子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 新聞に書かれていることで妥当だと考えておりました、新聞の記事に書かれていることで間違いがないと書かれておりました、保育園に幼稚園的な機能をあわせ持つということで。

○委員（行本恭庸君） 幼稚園的なてどういうことなん。

○委員長（福木京子君） ちょっと休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時48分 再開

○委員長（福木京子君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

はい、説明を。

国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 先ほどの質問に回答いたします。

従来、保育所と幼稚園っていうのはそれぞれ別のものでありまして、保育園につきましては保育が必要な方を対象の方、先ほど就労の条件も説明いたしましたけど、そういう方についてのみ保育園に行くことができるというものでありました。幼稚園は誰でも年齢の対象であれば行くことができたというものであります。それで、最近になりまして、それでは例えば赤坂地域では今、保育園だけになっているということになって、幼稚園へ行きたい方も行けないというような状況がありますんで、両方の、他の地域の幼稚園のほうへ行かれておる方はおるかと思いますが、その地域内では幼稚園に基本的には行くことができなかったというふうな状況があります。そのような中で、近年そういった弊害を厚生労働省と文科省のほうの綱引きもあった。ですけど、その辺が一体化しまして、認定こども園ということの機能として就労にもかかわらず行ける認定こども園というのができてまいりまして、それを今回赤坂地域で行うというふうなことがその新聞の記事には書かれていたかと思いますが、御理解いただければと思います。

○委員（原田素代君） 同じ質問なんですけど。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今の説明でいくと就労にかかわらずこども園に入れますと、だけど認可が必要なわけですよ、まず入れたいという、それで審査をするんだけど、就労してない人が保育型に預けられるということになりますけど、それはありなんですか。それは認可される

んですか。仕事してません、だけど保育所で集団生活を送らせたい、だからこども園に入れますと、就労してません。マックス11時間入れてください。それ、認可されるんですか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） そういった就労していない方の認定につきましては、その11時間利用できるというような2号とか認定っていうようなものには認定にはならないということで、ですから認定こども園には通うことはできるけど、保育のほうのところに行くんじゃないくて、幼稚園機能を持った扱いということで入園できるということでもあります。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） もう一度お伺いすると、幼稚園機能を持った保育所ができたので、就労にかかわらずっていう言葉をつけると非常に誤解をするから、幼稚園として入れたい人はこども園で幼稚園もできますよと、仕事をして就労していて保育園として預けたい人はこども園の保育所としてできますよと。だから、就労に関係ないっていう言葉をつけちゃうと、保育所にも入れられるのっていうふうに誤解されるということが1つ、それと文科省と厚労省は一体となっていないわけでしょう。今回、保育所型っていうのは厚労省の管轄でいくわけじゃないんですか。だから、何か誤解するんですよ、そこが。

従来の幼・保一元化っていうのも、あれも別々なんですよ。あれは一緒なの、厚労省と文科省が、それ別ですよ。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これも内閣府がいきやあよかったのにね。

○委員長（福木京子君） 窓口はあれでしょ。

○子育て支援課長（国定信之君） 新制度については内閣府が進めておって、施設の分類としては赤坂の場合は厚生労働省になるという。

○委員長（福木京子君） もう一回ちょっと正確に答弁していただけますか。

はい、国定課長、そのところ。

○子育て支援課長（国定信之君） 現在、子育て新制度に向けて国のほうで中心に音頭をとっているのは内閣府であります。施設の分類といいますか、その所管については保育所型の認定こども園については厚生労働省の管轄になり、ということで整理していただけたらと思います。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

これについてはもうよろしいでしょうか。

はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） だから、赤坂でやられるのも今現在保育園しかないわけじゃから、保

育所型でやると言よんじゃけど、そうなると時間は長くなるわけじゃ、要は。幼稚園のように4時間とかというようなもんじゃないわけじゃから、その中でその幼稚園の機能を持ったことをやれるということはすばらしいことじゃから、いいことなんよ。だから、それが現実になるんらしいこと。わしが言いてえのはまた今度はほかのところで、ほんならその逆もあるんじゃねえんかと、あつて当たり前じゃろということわしが言いてえわけで、だからそれで就労の云々関係なしに。そりゃそうじゃろ、赤坂地域ではそれしかないんじゃから、どうしても幼稚園へ行かせたいという人は、それは今、山陽西へ行つとる人もおられるけど、それはまた別じゃから。

○委員長（福木京子君） じゃから、赤坂に合わせたものをつくったという。

○委員（行本恭庸君） じゃから、そういうもんがどんどんできることは好ましいことじゃから、特に人口の多いところじゃなしに少ないところでそういう形のことのできる、例えば吉井にしてもあそこも保育所しかないわけじゃ。だから、その保育所で今はただほんま預かりだけの保育に欠ける子を受けとるだけが、さらに教育の内容が入ってくることは非常にすばらしいことじゃから、どんどんそういう方向で進めていただきたいなということですから。それで、料金が安うなりゃええ。保護者のほうも喜ばれるわけじゃから。

○委員長（福木京子君） 料金はまだ決まってないですね。

よろしいですか。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） そしたら、ないようですので、以上をもちまして第11回厚生常任委員会を閉会としたいと思います。

閉会に当たりまして、内田副市長より御挨拶をお願いします。

○副市長（内田慶史君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、副市長。

○副市長（内田慶史君） 本日は平成26年度事業の進捗状況、それからあわせまして12月議会に提出予定の補正予算案概要につきまして協議をいただきましてありがとうございます。

今月の28日から12月議会も開催の予定でございます。執行部におきましては、それに向けて現在鋭意準備をしているところでございます。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

以上、本日は慎重審議いただきましてありがとうございます。

○委員長（福木京子君） ありがとうございます。

これで本日の委員会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時56分 閉会